

「小樽港観光船ターミナル」ネーミングライツ

質問回答書

令和7年3月17日公表

No.	質問内容	市回答
1	館名看板等の設置場所やサイズ、また、設置する看板の材質や仕様等に条件はありますか？	<ul style="list-style-type: none"> ・設置場所(2か所)とサイズは次のとおりです。 ①2階南側の壁面:横6.70m×縦0.93m≒6.20㎡ ②1階東側の壁面(正面入口横):横2.30m×縦0.61m≒1.40㎡ ・看板の材質や仕様等につきましては、特段条件はありません。
2	発光型の看板は設置可能でしょうか？可能な場合、電源設備・電源は供給されますか？	<ul style="list-style-type: none"> ・2階につきましては、内照式の館名文字など、発光型の看板の設置や施設名をバックライトで照らすことは可能です。ただし、「小樽市屋外広告物条例」の規定により、動光、点滅照明、回転照明、映像装置、ネオンサインその他これらに類するものは、景観又は風致を害さないものとする必要があります。 ・電源供給については、天井裏に電気用の配管を敷設してありますので、ネーミングライツ・スポンサー側において、電線の敷設を行い、電気室に設置されている分電盤に接続していただくことになります。
3	看板を照らす照明はありますか？ない場合はネーミングライツ・スポンサー側で設置するのでしょうか？	<ul style="list-style-type: none"> ・2階には看板を照らす照明を設置しておりますが、1階には設置しておりません。ただし、2階につきましても、看板の奥行によっては、照明が照らされない可能性があります。
4	看板の製作、設置は、ネーミングライツ・スポンサーが手配し、R7年5月に契約締結後、8月までに設置というスケジュール感ででしょうか？	<ul style="list-style-type: none"> ・ご質問のと通りのスケジュールで予定しております。優先交渉権者を選定後、詳細について打合せしたいと考えております。 ※募集要項「11 愛称の使用開始までの流れ」を参照願います。
5	設置場所や設置時期によっては足場等が必要になる可能性があります。これらも全てネーミングライツ・スポンサー側での対応になるのでしょうか？例えば、看板設置に係る壁面のアンカーボルトの設置や足場など市の協力や支援はあるのでしょうか？	<ul style="list-style-type: none"> ・看板等の設置や撤去(原状回復)に係る対応は、全てネーミングライツ・スポンサー側で行っていただきます。 ・同様にアンカーボルトの設置や足場につきましても、ネーミングライツ・スポンサー側で対応していただくことになります。 ※募集要項「8 費用の負担」を参照願います。
6	設置にあたっては、「小樽市屋外広告物条例」等の必要な事務手続きを行うとありますが、「屋外広告物許可申請」は必須なのでしょうか？	<ul style="list-style-type: none"> 「小樽市屋外広告物条例」の規定では、地方公共団体がその事務又は事業に関して公共的目的をもって表示し、又は設置するものについては、適用除外となっております。従って、今般のネーミングライツは、これに該当することから許可申請の手続きは不要となりますが、表示面積や表示内容により、協議が必要となる場合がありますので、事前に看板の表示内容等について、本市の担当部局と調整していただくことになります。
7	屋外広告物許可申請の許可申請手数料について、条例第9条第3項の減免措置はあるのでしょうか？	<ul style="list-style-type: none"> 上記6のとおり、屋外広告物許可申請は不要なため、手数料は発生しません。
8	愛称の使用期間は5年間となっておりますが、ネーミングライツ料の納入は、年度毎の納付でよいのでしょうか？	<ul style="list-style-type: none"> ネーミングライツ料は年度ごとに納入していただくことになります。なお、納入時期については、契約後に市から発行する納入通知書をもって納入していただくことを想定しております。
9	募集期間内に応募がなかった場合は「ターミナル名称の看板」は設置されないのでしょうか？	<ul style="list-style-type: none"> 建物には「小樽港観光船ターミナル」の文言の看板を設置しますので、看板が何も設置されないということはありません。なお、期間内に応募がなかった場合は、募集期間の延長や再募集等について検討いたします。